

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和6年2月27日

埼玉県知事 大野 元裕

1 業務の概要

(1) 委託業務名

令和6年度「空き家コーディネーター」業務委託

(2) 委託箇所

埼玉県全域

(3) 業務目的

空き家相談の総合窓口として、専門的な知識や経験を持つ「空き家コーディネーター」を配置することにより、空き家所有者や活用希望者等からの相談に対し、相談内容に応じて、具体的な手法の提案や各種専門家等の紹介、空き家に関連する費用の試算の提案、所有者と活用希望者とのマッチングなどを行う体制を整備する。

これにより、空き家所有者や活用希望者等の相談の解決が図られ、空き家の発生抑制や流通・活用、除却等が促進されることを目的とする。

(4) 委託業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

なお、詳細については、別添「令和6年度「空き家コーディネーター」業務委託仕様書」によるものとする。

ア 相談窓口の設置

イ 所有者等及び活用希望者からの相談対応

(具体的な手法の提案、専門家・協力事業者の紹介等)

ウ 各分野の専門家・協力事業者との連携・協力

エ 出張相談・専門家派遣

オ 所有者等への空き家に関連する費用の試算の提案

カ 解決に向けたフォローアップ

キ 所有者と活用希望者とのマッチング

ク 相談窓口の周知・利用促進

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(6) 委託予定額

6,996,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 資格要件

次の(1)～(6)のすべてを満たすこと。

- (1) 埼玉県内に営業拠点（本社、支店、営業所等）を有する者であること。
- (2) 会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、特定非営利活動促進法、その他法律に基づき設立された、宅地建物取引その他の不動産取引・賃貸・管理に関する事業、相続業務又はまちづくりの推進を図る活動を行う法人であること。
- (3) 埼玉県における空き家の状況を把握し、埼玉県内の空き家に関する相談対応実績（公示日の属する年度から過去3年以内）を有すること。
- (4) 本業務に意欲を有し、本業務を円滑に遂行することができる能力及び実施体制を有すること。
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (6) 次のアからカまでに該当する者であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第104条において準用する同規則第91条の規定により埼玉県の随意契約に参加させないこととされた者でないこと。
 - ウ 公示日以後に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - エ 公示日以後に埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
 - オ 民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
 - カ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

3 選定基準

2の資格要件を満たしている者の中から、次の基準に基づいて選定する。
詳細は、説明書を確認すること。

- (1) 業務実績
- (2) 実施方針
- (3) 業務実施体制
- (4) 企画提案の内容
- (5) 参考見積

4 企画提案を求める具体的なテーマ

- (1) 業務に関する基本事項
 - ア 埼玉県内の空き家に関する相談対応実績
 - イ アの相談対応実績に係る相談窓口・営業拠点等
 - ウ これまでの空き家に関する取組実績
- (2) 実施方針
- (3) 業務実施体制
 - ア 所有者等及び活用希望者からの相談対応
 - イ 専門家・協力事業者との連携・協力
 - ウ 出張相談・専門家派遣
 - エ 個別相談会
- (4) 提案を求める事項
 - ア 解決策の提案
 - イ 所有者と活用希望者とのマッチング
 - ウ 相談窓口の周知・利用促進
- (5) その他事項

5 窓口・問い合わせ先

埼玉県都市整備部建築安全課 企画担当 小暮、小井沼
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話 048-830-5524 (直通)
E-mail a5510-07@pref.saitama.lg.jp

6 手続き

- (1) 説明書の交付期間及びその方法
 - ア 交付期間
令和6年2月27日(火)から令和6年3月21日(木)まで
 - イ 交付方法
県ホームページに掲載する。
- (2) 説明書に対する質問の受付期間及びその回答方法
 - ア 受付期限
令和6年3月5日(火)午後4時まで

イ 受付方法

詳細は説明書による。

ウ 回答方法

令和6年3月8日（金）午後4時までに、県ホームページに掲載する。

詳細は説明書による。

(2) プロポーザル参加意思表明書（様式1号）の提出期限及びその方法

ア 提出期限

令和6年3月12日（火）午後4時まで

イ 提出方法

詳細は説明書による。

(3) 企画提案書（様式2号の1から7まで）の提出期限及びその方法

ア 提出期限

令和6年3月21日（木）午後4時まで

イ 提出方法

詳細は説明書による。

ウ その他

参考見積内訳書（様式3号）を併せて提出すること。

7 企画提案書提出後の予定

(1) 一次選定の有無 無

(2) ヒアリング予定日

令和6年3月26日（火）

面会以外の方法によるヒアリングを実施する場合がある。

8 その他

詳細は説明書による。